

所 属	知事直轄 広報課
担当(係)名	広聴広報担当・メディア担当 内線 2074・2078

(款)14諸収入 (項)7雑入 (目)(4)雑入  
 広告料収入の導入 (「くらしと県政」広告料・「ぎふポータル」バナー広告料)

新たな財源確保のため、県広報紙「ふれあい くらしと県政」及び、岐阜県ホームページ「ぎふポータル」に広告を掲載する。

「ふれあい くらしと県政」広告料

- 1 収入見込額 3,740
- 2 事業概要

「ふれあい くらしと県政」の現行ページ(16頁)の中面で、広告掲載枠を2枠設け、企業等の広告を有料で掲載する。

- (1) 広告スペース 縦6cm・横18cm
- (2) 広告募集 県と契約した広告取扱事業者が実施 (イメージ)
- (3) 掲載開始 平成19年7月号から
- (4) 発行部数等 月約66万5千部発行(毎月1日発行・カラー・A4版)



「ぎふポータル」バナー広告料

- 1 収入見込額 1,650
- 2 事業概要 県ホームページ「ぎふポータル」の最下欄にバナー広告枠を5枠設け、企業等の広告を有料で掲載する。

- (1) 広告スペース 縦50ピクセル・横150ピクセル
- (2) 広告募集 県と契約した広告取扱事業者が実施 (イメージ)
- (3) 掲載開始 平成19年5月から【掲載期間は原則1ヶ月単位(複数月可能)】
- (4) アクセス数 月平均約65万件(平成18年度トップページアクセス)



広告掲載の対象、優先順位等

- ・ 広告主は制約をつけず広く募集する。ただし、「公序良俗に反しているもの」や「政治性又は宗教性のあるもの」「意見広告」など、県の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのあるものなどは掲載対象としない。
- ・ 掲載する広告は、広告審査会(仮称)において選考する。
- ・ また、バナー広告については、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすいホームページを促進するため、ホームページのアクセシビリティを定めた指針を19年度に作成し、これに準拠した企業を優先して掲載していく。

アクセシビリティ(accessibility) 情報やサービス、ソフトウェアなどの使いやすさのこと。